

喫煙をするときは 周囲への配慮が必要です

健康増進法では、「喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない」という配慮義務があります。（法第27条第1項）

屋外や自宅で喫煙する際は、周囲に人がいない場所で喫煙する等、受動喫煙防止に配慮しましょう。

配慮とは・・・？（以下は一例です）

○公園や子どもがいる近くでは
喫煙しない



○ベランダ喫煙をしない



○車内に子どもや非喫煙者が
いるときには喫煙しない



○人通りの多い場所で
喫煙はしない



あなたとあなたの大切な人のために、禁煙にチャレンジしませんか。



☞こちらを読み取っていただくと、船橋市ホームページ『禁煙治療とは』のページが表示されます。